

各 位

会社名 オリンパス株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 髙山 修一

(コード:7733、東証第1部)

問合せ先 広報・IR室長 南部 昭浩

(TEL. 03-3340-2111代)

役員に対する訴訟提起をふまえた当社の対応に関するお知らせ

当社代表取締役社長執行役員髙山修一は、本日、役員(取締役及び監査役)に対する訴訟提起をふまえた当社の対応に関して、添付のとおり社長声明を発表しましたので、お知らせいたします。

当社は、社長声明の精神に則り、経営改革委員会の指導及び勧告を仰ぎつつ、一日も早い信頼回復に向けた抜本的な改革に邁進してまいる所存であります。当社における改革の取組みにつきましては、今後必要に応じて適時適切に開示してまいります。

以 上

関係各位

役員に対する訴訟提起をふまえた当社の対応について

オリンパス株式会社 代表取締役社長執行役員 髙山 修一

1 報告書の受領

初めに、当社は、平成24年1月7日、今般の損失計上先送りやそのスキーム解消に関して、当社の現旧取締役の法的責任について調査していただいた取締役責任調査委員会から調査結果報告書を受領しました。また、平成24年1月16日には、当社の現旧監査役、会計監査人、及び執行役員の法的責任について調査していただいた監査役等責任調査委員会からも調査報告書を受領しました。

それぞれの調査報告書の内容は既に全文を当社ウェブサイト

(http://www.olympus.co.jp/jp/) にて公表しているとおりですが、いずれも相当数の現旧役員について法的責任を認定する内容でした。なお、会計監査人については、法的責任は認められないとされています。

2 役員に対する訴訟の提起

次に、上記報告書の内容を受けて当社が役員に対して提起した訴訟について申し上げます。

既に発表しておりますとおり、オリンパス株式会社(以下「当社」といいます。)は、 監査役全員の一致による監査役会決議に基づき、平成24年1月8日、現旧取締役に 対する損害賠償請求訴訟を提起しました。被告の氏名及び請求額は別紙1に記載のと おりです。被告には私自身も含まれていますが、会社法の規定により、本訴訟につい ては代表取締役ではなく監査役が原告である当社を代表しています。

また、当社は、平成24年1月17日、取締役全員の一致による取締役会決議に基づき、現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟を提起しました。被告の氏名及び請求額は別紙2に記載のとおりです。監査役に対する訴訟については、通常通り、代表取締役である私が会社を代表しています。

2つの訴訟は、平成23年12月14日、取締役会決議により設置された取締役責任 調査委員会及び監査役等責任調査委員会(以下「責任調査委員会」と総称します。) の委員として当社社外取締役により選任された弁護士の方々による調査結果に基づい ています。責任調査委員会の委員の方々には、今後も会社の訴訟代理人として訴訟を 遂行していただきます。限られた期間で調査をしていただいた委員の皆様には感謝し ています。

なお、私を含む複数の現任取締役に対して当社が訴訟を提起したことから、利益相反 による弊害を防止するため、以下の措置を講じています。

- ①取締役に対する損害賠償請求訴訟は、社長以下の執行部による指揮から完全に独立 した監査役室において管理します。
- ②被告となった取締役に対し、損害賠償請求訴訟に関する一切の記録へのアクセスを禁止しました。
- ③被告となった取締役は本件の損害賠償請求訴訟に関わる意思決定については、訴訟 遂行の方針、訴訟代理人の選任・解任、報酬の支払い、及び和解の協議等を含めて、 一切関与しません。
- ④以上の実効性を担保するために経営改革委員会による監督に服することとします。 具体的には、経営改革委員会が指名する、会社とは利害関係のない独立した弁護士 により定期的に調査をしていただき、万一、調査に対する妨害や上記事項への違反 が認められた場合には経営改革委員会のご指示に従い指摘事項を公表し、是正しま す。

3 臨時株主総会の招集

次に、臨時株主総会の招集について申し上げます。

当社は、先送りしてきた損失計上及びそのスキーム解消について正しい会計処理をした上で、平成23年12月14日、平成24年3月期の第2四半期報告書及び過去の有価証券報告書等の訂正報告書を提出しました。また、既に述べたとおり、損失計上の先送り及びそのスキーム解消について、専門家による調査を経た上で、現旧役員に対して法的責任を問う訴訟を提起しています。

これらを受けて、計算書類の訂正や今後の当社の新しい体制を確立するために必要な期間等に鑑み、平成24年4月後半に臨時株主総会を開催するべく、準備を進めています。

臨時株主総会では、一連の経緯を株主の皆様にご報告するだけでなく、新しい役員を 選任していただくことを予定しています。

4 指名委員会の設置

平成24年4月後半を予定している臨時株主総会におきましては、新しい役員を選任していただきます。その際には会社から候補者を提案しますが、候補者の指名は取締役会が直接行うのではなく、指名委員会に委嘱して行うこととします。このために、経営改革委員会のご了承を得た上で、平成24年1月16日の取締役会において指名委員会を正式に設置し、社外取締役である林田康男取締役と来間紘取締役を委員としました。

取締役会の委嘱を受けた指名委員会は、経営改革委員会の指導を受けながら臨時株主総会に提案する取締役及び監査役候補者を決定します。当社取締役会は臨時株主総会の議案を決定するにあたり、指名委員会の決定を最大限に尊重します。指名委員会や経営改革委員会が社内外の候補者を広く調査し、面接するにあたって補助者や費用を要する場合には当社として全面的に協力することとします。指名委員会の委員でない当社取締役は、指名委員会の判断材料として、求めに応じて意見を申し上げることはあっても、候補者の決定に主体的に関与することはしません。万一、指名委員会の委員による決定に対して、指名委員会の委員でない当社取締役が不当に介入した場合には、指名委員会の要請又は経営改革委員会のご指示に従い、指摘事項を公表し、是正します。

5 役員の交代時期

平成23年12月7日に公表した方針のとおり、会社から訴えを提起されて被告となった現任の取締役は、個人としての見解や裁判上の主張には関係なく、当社の業務執行に支障をきたさないようにした上で、役職を退きます。具体的には、危機対応や通常業務について新しく選任される役員への引継ぎを措置した上で、臨時株主総会の終了時に退任します。会社から訴えを提起されて被告となった現任の監査役も、後任と引継ぎの問題を措置した上で、できるだけ早く退任する予定です。

また、その他の取締役は、公表した方針のとおり、当面の危機対応に取り組んで再建 の目処をつけた上で、第三者委員会の提言に基づきしかるべき時期に交代します。具 体的な交代の時期は、設置された指名委員会と経営改革委員会、並びに株主総会にお いて示される株主の皆様のご判断に委ねられることとなります。 会社から訴訟を提起された現任取締役の退任までの職務遂行については、以下のとおりです。

- ①利益相反が問題にならない通常の業務については、通常通り職務を遂行します。
- ②株主総会に提案・報告する予定のガバナンス体制の改訂や事業再建計画の策定については、必要な助言をしたり、意見を述べることはいたしますが、主体的に関与したり、取締役会への提案者にはなりません。
- ③上記を含む職務遂行全般について経営改革委員会の監督を受け、指摘を受けた場合には最大限に尊重します。具体的には、職務遂行状況を定期的に報告するだけでなく、経営改革委員会の委員による要求がある場合には、取締役会を含む社内の重要会議に経営改革委員会の委員又はその補助者に出席していただきます。

6 ガバナンス体制の検討状況

当社の今後のガバナンス体制については、臨時株主総会において新しく選任される取締役が決定することとなりますが、既に発表したとおり、一連の出来事の反省を踏まえ、現任の取締役においてもガバナンス体制、内部統制システム、コンプライアンスに関して検討を続けております。例えば、別紙3の通り、取締役会の過半数を独立性の高い社外取締役で構成することや、社外取締役らで構成する独立委員会を設置して社長及び取締役候補者の指名及び報酬について権限を付与することなどを論点として検討を進めています。こうした検討結果を新しく取締役の候補となる方々に提案し、ご了解いただいた場合には、経営改革委員会の最終的なご承認を経て、臨時株主総会でご説明することとなります。そして、会社の提案にかかる候補者が臨時株主総会において選出された場合には、臨時株主総会後の当社のガバナンス体制として実現することとなります。

なお、経営改革委員会には外部の利害関係人のご意見も聞いていただいた上で臨時株主総会への会社提案についてご判断をいただくことを委嘱しています。具体的には、意見を書面でお寄せいただく窓口を設置し、私ども執行部の目には触れない措置を講じた上で、寄せられたご意見を検討していただいております。意見書の具体的な送付先等については、当社のウェブサイトをご覧いただければ幸いです。

以上のとおりです。皆様におかれましては、今後ともよろしくご指導のほどお願い申 し上げます。

以上

平成24年1月10日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 髙山 修一

(コード:7733、東証第1部)

問合せ先 広報・IR室長 南部 昭浩

(TEL. 03-3340-2111代)

取締役責任調査委員会の調査報告書の受領および当社現旧取締役に対する

損害賠償請求訴訟の提起ならびに今後の当社の対応に関するお知らせ

1 取締役責任調査委員会の調査報告書の受領について

本年1月7日、当社は、取締役責任調査委員会(委員長:手塚一男弁護士)より調査報告書を別紙のとおり受領いたしました。当該調査報告書は、当社のウェブサイト(http://www.olympus.co.jp/jp/)にも掲載しております。

2 当社現旧取締役に対する損害賠償請求訴訟(責任追及等の訴え)の提起について

当社は、平成 23 年 12 月 7 日付適時開示「第三者委員会の調査報告書を踏まえた当社の対応について」でお知らせいたしましたとおり、独立性を確保した利害関係のない立場にある弁護士からなる取締役責任調査委員会を設置し、当社の過去における損失計上先送り等の一連の問題について、現旧取締役においてその職務執行について善管注意義務違反等に該当する行為があったか否か、またかかる一連の問題に関する現旧取締役の責任について調査を行っていただきました。さらに、取締役責任調査委員会におきましては、同年 12 月 16 日付適時開示「過去の剰余金の配当に関する調査について」でお知らせいたしましたとおり、過去の剰余金の配当について当時の取締役に善管注意義務違反等がなかったか否かについても調査・検討を行っていただきました。

当社監査役会は、当該調査報告書を受けて、現旧取締役に対する提訴の要否を検討いたしました。その結果、当社監査役会は、本年1月7日、監査役全員の一致で、当該調査報告書の内容に従って、各現旧取締役の支払能力や各責任原因に対する関与の度合い等を考慮の上、損害額の一部について下記の各現旧取締役に対する損害賠償請求訴訟を提起することを決定し、当社は本年1月8日、下記のとおり、各現旧取締役に対する損害賠償請求訴訟(責任追及等の訴え)を東京地方裁判所に提起しましたのでお知らせいたします(会社法の規定により、本訴訟については代表取締役ではなく監査役が会社を代表しています。)。

記

現旧取締役の氏名	請求金額
下 山 敏 郎	金 10 億円
岸 本 正 壽	金 10 億円
菊 川 剛	金 36 億 1000 万円
山 田 秀 雄	金 30 億 1000 万円

森 久 志	金 28 億 1000 万円
中塚誠	金1億1000万円
遊佐厚	金2億5000万円
降 籏 廣 行	金2億5000万円
寺 田 昌 章	金5億円
長 﨑 達 夫	金5億円
大久保 雅 治	金 5 億円
柳 澤 一 向	金 5 億円
森 嶌 治 人	金5億円
髙 山 修 一	金5億円
塚 谷 隆 志	金 5 億円
藤田力也	金2億5000万円
千 葉 昌 信	金2億5000万円
林 純一	金2億5000万円
川又洋伸	金2億5000万円

- (注1) 上記の各請求金額に対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金も併せて請求しております。
- (注2) 各責任原因ごとに、上記の各請求金額は責任ありとされた上記の各現旧取締役の間で連帯債務 となりますので、当社が上記の各現旧取締役から支払を受けられる金額の合計は、金 36 億 1000万円(およびこれに対する遅延損害金)が上限となります。

今後の訴訟の経過につきましては、必要に応じて適時適切に開示してまいります。なお、現時点におきましては、本訴訟が当社の平成24年3月期の業績予想に与える影響は不明でありますが、今後の訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかとなった場合には、速やかに開示いたします。

3 今後の当社の対応について

当社は、平成 23 年 12 月7日付適時開示「第三者委員会の調査報告書を踏まえた当社の対応について」において、取締役責任調査委員会によって責任ありと判断された取締役は、個人としての見解や裁判上の主張には関係なく、当社の業務執行に支障をきたさないようにした上で役職を退くことをお知らせしておりますが、今般、当社が、取締役責任調査委員会の調査報告書の内容に従って、現取締役に対して、損害賠償請求訴訟(責任追及等の訴え)を提起するに至ったことを受け、責任ありと判断され提訴されるに至った現取締役は、当社の業務執行に支障をきたさないよう、業務の引継ぎを完了させた上で、平成 24 年 3 月から 4 月を目処に開催する予定の臨時株主総会終了時をもって、全員取締役を辞任する予定であります。

以上



平成24年1月17日

各位

会 社 名 オリンパス株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 髙山 修一

(コード:7733、東証第1部)

問合せ先 広報・IR室長 南部 昭浩

(TEL. 03-3340-2111代)

当社現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟の提起の決定

及び損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日付適時開示「監査役等責任調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、本年1月16日、監査役等責任調査委員会(委員長:渡邊顯弁護士)より調査報告書を受領いたしました。

当社取締役会は、当該調査報告書を受けて、現旧監査役、現旧会計監査人及び現旧執行役員に対する提訴の要否を検討いたしました。その結果、当社取締役会は、本年1月16日、当該調査報告書の内容に従って、下記の各現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟(責任追及等の訴え)を提起することを決定し、本日、各現旧監査役の支払能力等を考慮の上、損害額の一部について、下記の各現旧監査役に対する損害賠償請求訴訟(責任追及等の訴え)を東京地方裁判所に提起しましたのでお知らせいたします。

記

現旧監査役の氏名	請求金額
太 田 稔	金5億円
今 井 忠 雄	金5億円
小 松 克 男	金5億円
島田誠	金5億円
中 村 靖 夫	金5億円

- (注1) 上記の各請求金額に対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金も併せて請求しております。
- (注2) 各責任原因ごとに、上記の各請求金額は責任ありとされた上記の各現旧監査役、及び平成24年 1月8日付で当社が損害賠償請求訴訟(責任追及等の訴え)を提起した相手方である現旧取締役との間で連帯債務となります。ただし、それぞれ一部請求でありますので、当社が上記の各現旧監査役から支払を受けられる金額の合計は、金10億円(及びこれに対する遅延損害金)が上限となります。

今後の訴訟の経過につきましては、必要に応じて適時適切に開示してまいります。なお、現時点におきましては、本訴訟が当社の平成24年3月期の業績予想に与える影響は不明でありますが、今後の訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかとなった場合には、速やかに開示いたします。

再発防止に向けた経営体制・しくみの再構築 (検討中)

①ガバナンス体制、②内部統制システム、③コンプライアンス体制の見直し、 の3点について、現在検討中の項目・論点は以下の通り。

1. ガバナンス体制

- 執行と監督の明確な分離、取締役会の権限・機能強化
 - ・取締役会の過半数を独立性の高い社外取締役で構成
 - ・社長及び取締役候補者指名及び報酬の決定権を、社外取締役らで構成する 独立委員会に委譲
 - ・社長、役付取締役、役付執行役員の在任期間の制限、定年制の導入
- 独立した監査役による公正な監査の実施
- 〇 積極的な情報開示

2. 内部統制システム

- 適切な社内牽制機能を発揮しうる体制作り (=コーポレート部門の牽制機能強化等)
- 適切な意思決定をサポートするプロセス面での改善(決裁規程、稟議・会議体付議 ルール 見直し等)
- 人事ローテーションルール・特定ポジションにおける役職任期設定
- 内部監査の拡充 (陣容強化等)

3. コンプライアンス

- ○経営トップのコンプライアンスに対する意識改革、アカウンタビリティの強化
- ○コンプライアンスの推進を一層強化する体制の整備
 - ・ 社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置や チーフコンプライアンスオフィサーの任命の検討
- コンプライアンス意識の醸成・徹底に向けた教育の拡充
- 内部通報制度の拡充(社内窓口に加えて、社外にも内部通報窓口を追加設置)